



目標（大項目） 3

人権と性の多様性が尊重される社会の形成

男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会は、全ての人が性別等にとらわれずに自分らしく生きることができる社会でもあります。そのことは、それぞれの違いを個性として認め合うことを通じて人権を尊重することにつながります。長寿化を背景に、日本は人生100年時代に向かう一方、日本の総人口は今後も減少していくことが確実視されており、地域社会における豊かさや活力を持続可能なものにするには、個人が抱える様々な困難等を一つでも多く解消し、全ての人が幸福を感じられるようにすると同時に、社会で活躍できるようにすることが重要です。

そのためには、自らの心身の健康を保持するとともに、性別に基づく固定観念（ステレオタイプ）や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、他人を思いやり、求められる配慮や自身にできることを考えながら行動する意識を持つことが必要です。

配偶者等（同性パートナーを含む。）からの暴力や性暴力などの暴力、セクシュアルハラスメントをはじめとしたハラスメント、ストーカー行為などは、犯罪行為を含む重大な人権侵害です。区内においても、少なからずこれらの問題が発生していることから、当該行為の根絶に向けた取組を行うとともに、被害者の心身のケアや自立に向けた支援に取り組めます。

さらに、妊娠・出産など、男性とは異なるライフイベントを経験する可能性がある女性の健康については、年代により大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）¹の視点を持って取り組み、その考え方についても更に浸透させていく必要があります。新型コロナウイルス感染症の拡大は、健康に深刻な影響を及ぼしており、健康やジェンダーに起因する課題をはじめとした女性が抱える困難等をより顕在化させています。そのため、人生100年時代を見据えた包括的な健康支援を行います。

また、LGBTが抱える困難等については、問題の可視化が進むにつれて、知識の普及や意識の啓発、必要な支援などの取組が不十分であることが分かりました。性的指向や性自認（SOGI）は、自身で選択できるものではなく、生きていく中で変えることができるものでもありません。したがって、性の在り方に起因する困難や生きづらさを抱える人がありのままの自分で生きていけるようにするためには、周囲が正しい知識を持つとともに、性的指向や性自認の在り方を尊重する意識を持つことが必要です。本計画では、性の多様性を尊重することを目標の一つとして掲げ、取組を推進していきます。

人権は、人が生きることの全てに関わりますが、本計画では、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重という観点から、特に様々な状況において男性よりも弱い立場にある女性やLGBTを支えるという視点で人権を尊重する施策を展開します。なお、障害があることや貧困などの状況に加えて、女性やLGBTであることにより複合的に困難な状況に置かれる場合もあることにも注意が必要です。

1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（Reproductive Health/Rights）

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。



課題（中項目）3-1

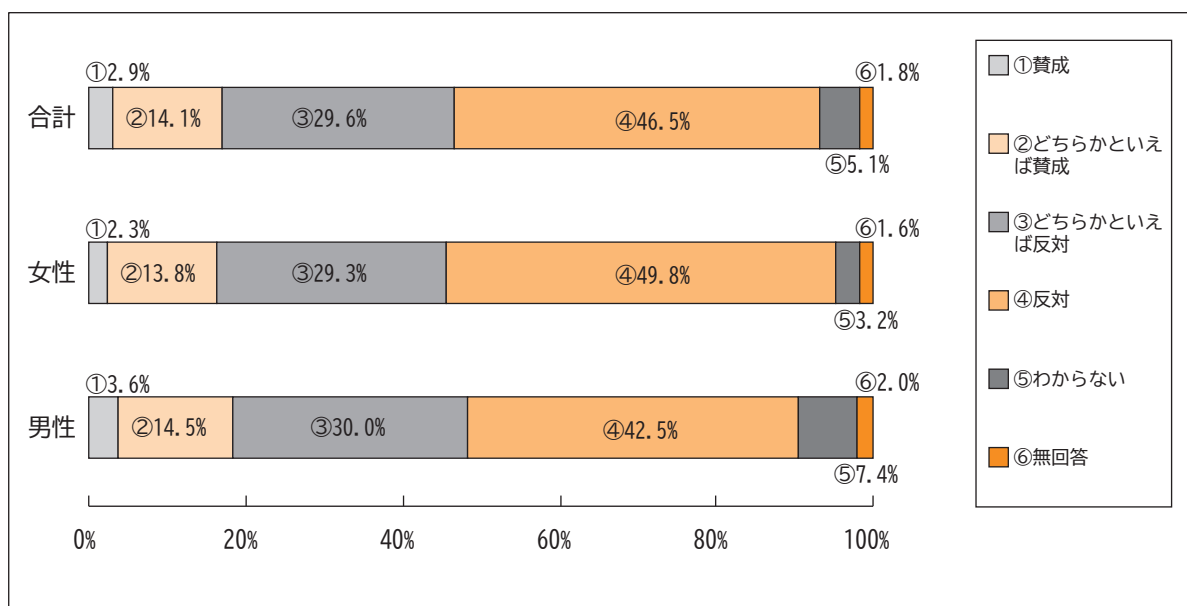
性差に関する意識の改革と理解促進

全ての人が性別等により制約を受けることなく生きていけるようにするためには、一人一人が固定的な性別役割分担意識や偏見をなくすなど、性差に関する意識を改革し、併せて、互いの心身や考え方について理解し、相手を尊重できるようになることが重要です。

固定的な性別役割分担については、令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査によれば、76.1%が「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答しており、前回の計画改定時（55.4%）よりも意識においては柔軟性が高まっているという結果になりました。しかし、実際に家事等を行っているのは主に女性であることも同調査の結果には表れています。

性差に関する意識は、幼い頃から時間をかけて形成され、周囲の大人からの刷り込みやメディアを通じて得た情報もその形成に大きな影響を与えていると考えられます。そのため、本計画では、固定的な性別役割分担意識に基づく情報や表現を読み解き、また、自らも表現できるようになるメディア・リテラシー¹の向上を通じて、意識改革と理解促進を図ります。

【性別による固定的な役割があるという考え方について】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

1 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の三つを構成要素とする複合的な能力のことです。本計画においては、主に固定的な性別役割分担意識に基づいた映像・表現等や性を商品化した情報を適切に読み解くとともに、適切な表現や情報発信を行うことができる能力をいいます。



課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
固定的な性別役割分担意識 「反対・どちらかといえば反対」と思 う人の割合	76.1%	90%以上

施策の方向（小項目）①固定的な性別役割分担意識に基づく情報・表現を読み解く力の向上

事業 番号	事業名	事業概要	担当	区分
70	学校教育を通じ たメディア・リ テラシーの育成	メディアから発信される、男女の役割分担を固定的に捉えるような意識に基づく情報・表現を、主体的に解釈し考えることができるよう、児童・生徒のメディア・リテラシーを様々な教育活動を通じて育成します。	教育指導課	継続
71	あらゆる世代に 対するメディア ・リテラシー向 上の取組	固定的な性別役割分担意識に基づいたメディアの映像や表現を適切に解釈するとともに、適切に表現できるようにするための啓発事業を実施します。	人権政策課	継続

課題（中項目）3-2

配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援

配偶者等（同性パートナーを含む。）からの暴力（DV）は、主に外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。また、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

配偶者等からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を傷付け、男女平等・共同参画の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等・共同参画社会の実現を図るためには、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

東京都内の配偶者暴力相談等件数の推移を見ると、近年はほぼ一貫して増加しており、増加傾向を止めて被害を防止することは喫緊の課題であると言えます。同時に、被害に遭った方に対する支援も重要であり、充実が求められています。令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査によれば、過去1年間に被害に遭ったことがあると回答した人の半数以上が誰にも相談しなかったと回答しており、相談・支援体制の充実や周知にもより一層の取組を行う必要がある状況です。

配偶者等からの暴力を防止し、根絶させるためには、暴力の未然防止に向けた啓発や、早期発見により被害を最小化することが重要であるため、あらゆる世代への啓発事業に取り組むとともに

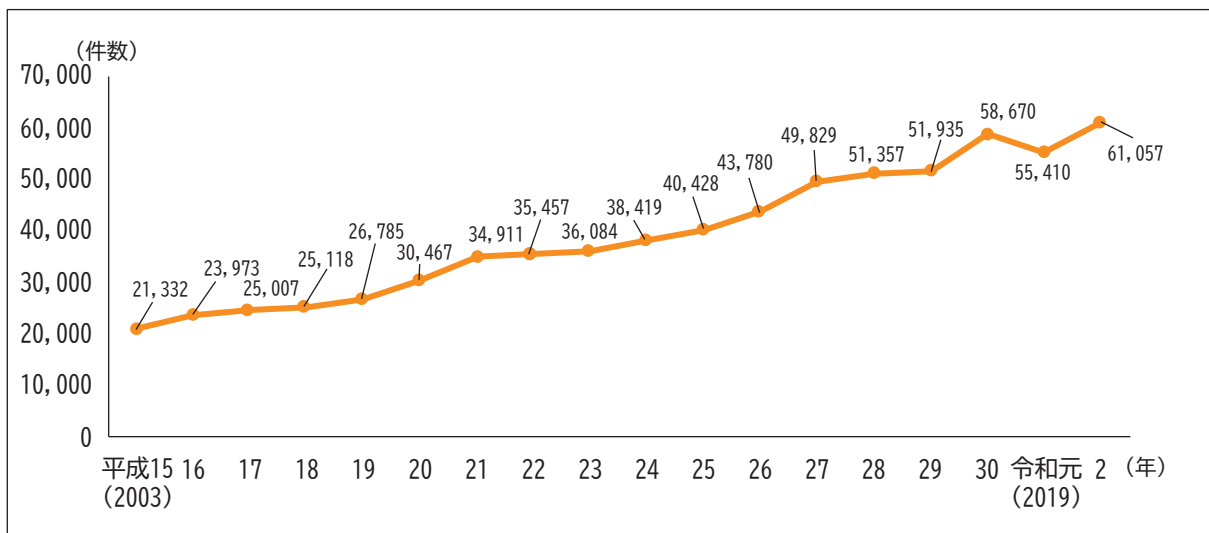


に、被害が発生した際に素早く相談できるよう、相談機関等の周知を徹底し、各機関の連携を通じて支援体制を強化します。被害者支援においては、緊急時の対応から自立支援に向けた取組まで、切れ目のない対応を行います。

また、交際相手から受ける暴力を「デートDV」といいます。デートDVは若年層で発生することが多いことから、学校等を通じて若年層に対する啓発を行い、デートDVの防止に取り組めます。

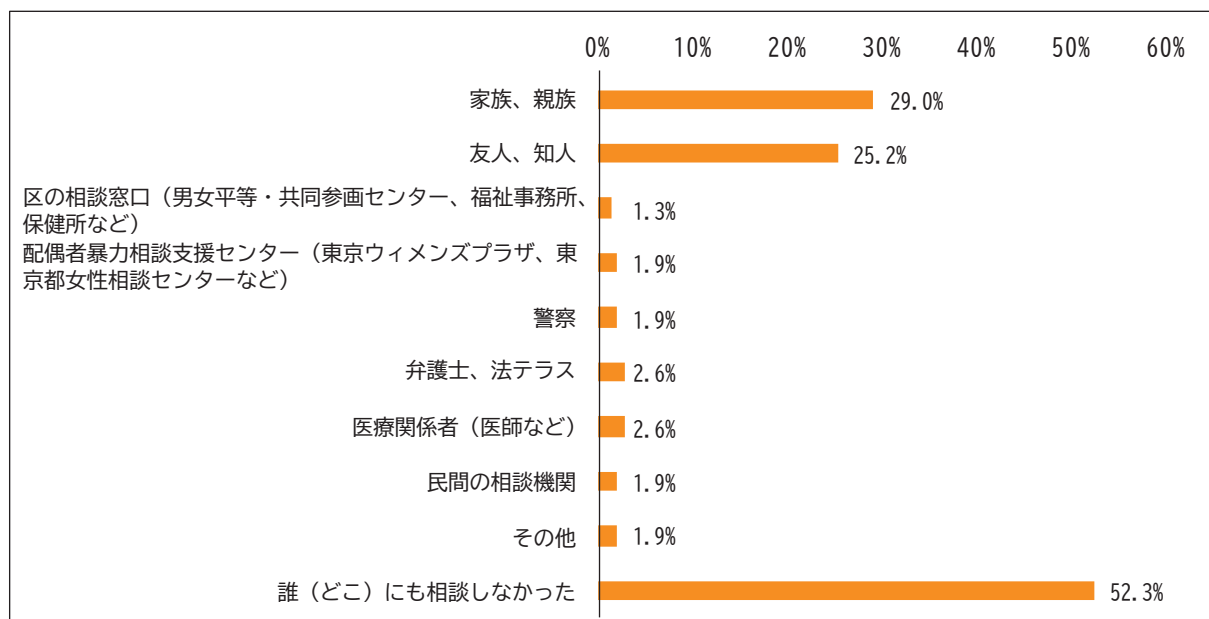
なお、配偶者等からの暴力が主に家庭で発生する暴力であることから、児童の心理的虐待につながる恐れがあることや、直接、児童に虐待が行われているケースもあるため、対応には、児童相談所等と密接に連携を図りながら適切な支援を行うことも重要です。

【東京都内の配偶者暴力相談等件数の推移】



出典：「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」（東京都）

【配偶者等から暴力を受けたときの相談先】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）



課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
身体的暴力の被害経験者の割合	4.1%	ゼロ

施策の方向（小項目）①暴力の根絶に向けた意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
72	未然防止・早期発見のための啓発事業の実施	配偶者等からの暴力の根絶に向け、各種媒体やパネル展示、講座等を通じた啓発に取り組みます。また、被害者に自発的な相談を促すための情報提供を行います。	人権政策課 子ども家庭支援センター	継続
73	デートDV防止に向けた啓発事業の実施	区立中学校等の生徒に対し、デートDVについての啓発事業を実施します。	人権政策課	継続

施策の方向（小項目）②被害者に対する相談と支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
74	相談体制の充実	配偶者等からの暴力防止に向け、各種相談事業の周知徹底と充実を図ります。	区民の声課 人権政策課 保健予防課 碑文谷保健センター 福祉総合課 高齢福祉課 生活福祉課 子ども家庭支援センター 関係各課	継続
75	自立支援事業の実施	配偶者等からの暴力の被害者の自立を支援するため、相談などの自立支援事業を行います。	生活福祉課 子ども家庭支援センター	継続
76	緊急一時保護事業の実施	緊急に保護を必要とする女性の保護事業を行います。	子ども家庭支援センター	継続

施策の方向（小項目）③関係機関や団体等との連携強化

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
77	東京都との連携	東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センター等との連携を図り、情報収集を行います。	人権政策課	継続
78	関係機関との連携	目黒区DV防止関係機関連絡会議を通じて、関係機関との連携を図ります。	人権政策課	継続



課題（中項目）3-3

女性への暴力やハラスメントの根絶

女性への暴力やセクシュアルハラスメントをはじめとした性差等に起因するハラスメントを根絶することは、男女平等・共同参画社会の実現に向けて克服すべき重要な課題であり、強く推進する必要があります。

女性への暴力の背景には、性別等に基づき置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、その根絶には、社会全体の意識を改革し、性別等に基づく格差を是正することが欠かせません。女性への暴力に対する取組については、配偶者等からの暴力に対する取組と共通する枠組みも多いため、包括的に取り組むことで、支援を必要とする人に適切な支援を行えるよう各施策を進めていきます。

セクシュアルハラスメントについては、平成28（2016）年に政府が策定する指針¹が改正され、被害を受けた人の性的指向又は性自認に関わらず指針の対象になることが明記されました。さらに、同指針は、令和元（2019）年の改正により、労働者が事業主にハラスメントについての相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いを禁止することなどが追加され、内容が強化されました。本区においても、令和2（2020）年に既存の関係指針を統合して新たに「職場におけるハラスメント防止に関する指針」を制定し、政府の指針で示された内容を含めて取組を強化しています。ハラスメントには、パワーハラスメント²やマタニティハラスメント等についても性差や女性への差別的な意識に起因する言動によるものが含まれており、根絶に向けた幅広い取組が必要です。ハラスメントは職場で行われることが多いことから、特に事業者への啓発を推進します。

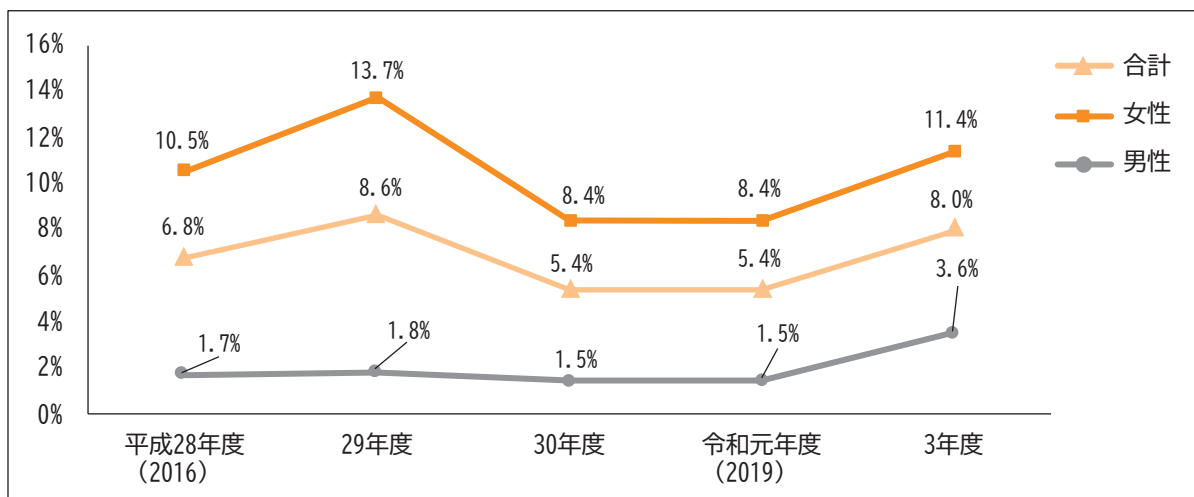
全ての人が暴力やハラスメントの加害者、被害者、傍観者とならないようにするため、個人や事業者への啓発を進めるとともに、相談事業の充実や関係機関との連携を通じて、暴力やハラスメントの根絶に向けた取組と被害の最小化を図ります。

1 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」

2 労働施策総合推進法に定める職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。その中には、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことや、労働者の性的指向・性自認等の機微な個人情報を本人の了解を得ずに他の労働者に暴露（アウティング）すること（いわゆるSOGIハラスメント）も含まれています。

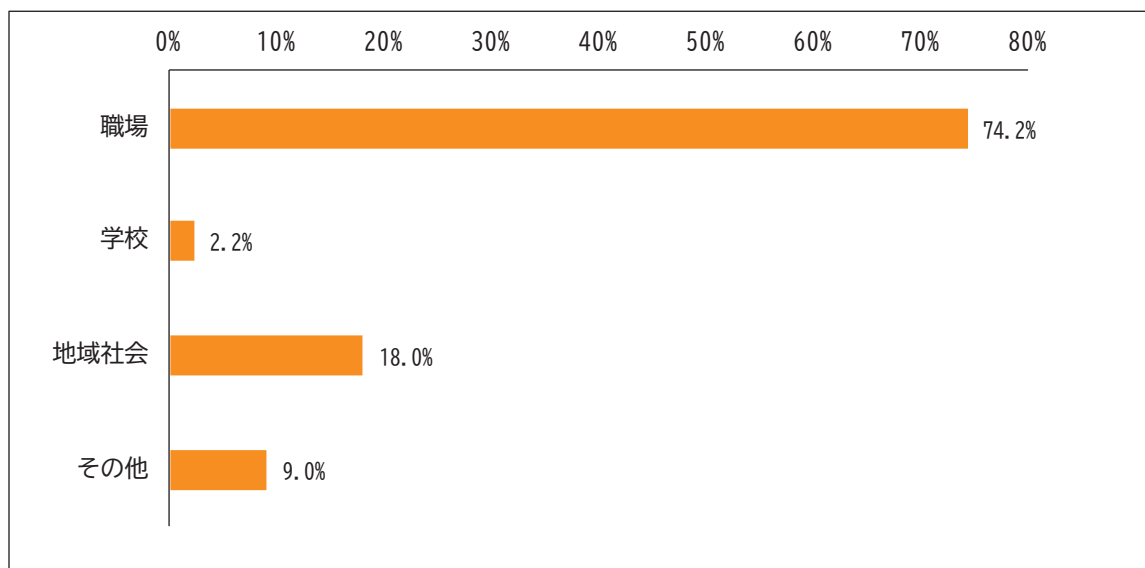


【セクシュアルハラスメント被害経験者割合の推移】



目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査
(新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は中止。)

【セクシュアルハラスメントを受けた場所】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合	8.0%	ゼロ

施策の方向（小項目）①女性に対するあらゆる暴力の根絶

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
79	女性に対する暴力の防止に向けた啓発事業の実施	女性に対する暴力の防止に向けて、各種媒体や講座の開催等を通じて啓発事業を実施します。	人権政策課 福祉総合課 高齢福祉課	継続



80	女性に対する暴力の防止に向けた相談事業の充実及び関係機関との連携	暴力の防止に向けて、各種相談事業の周知徹底と充実、関係機関との更なる連携を図ります。	区民の声課 人権政策課 保健予防課 碑文谷保健センター 福祉総合課 高齢福祉課 生活福祉課 子ども家庭支援センター 関係各課	継続
----	----------------------------------	--	--	----

施策の方向（小項目）②セクシュアルハラスメント等の根絶

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
81	事業者等に対する啓発	セクシュアルハラスメント等の性差に起因するハラスメントについて、各種媒体や動画配信などを通じて事業者等に啓発を行います。	人権政策課 産業経済・消費生活課	継続
82	早期発見のための啓発事業の実施	区民等がセクシュアルハラスメント等の行為を受けた際に速やかに相談機関等に相談できるよう、啓発事業を実施します。	人権政策課	継続
83	各種相談事業の充実と連携	各種相談事業の充実と連携を図ります。	区民の声課 人権政策課	継続
84	区職員に対する研修の実施	区職員に対し、セクシュアルハラスメント等の防止に向けた研修を実施します。	人事課	継続
85	区職員の相談の実施	区職員のセクシュアルハラスメント等に関する相談を実施します。	人権政策課 人事課	継続

課題（中項目）3－4

生涯を通じた包括的な健康支援

身体的な特徴は性別等により大きく異なるため、身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重することは、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会の前提になることです。そのため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）が保持されるとともに、妊娠の計画の有無に関わらずにプレコンセプションケア¹を推進することや、人生100年時代を意識した健康支援を通じて個人が健康を享受できる環境を整備する必要があります。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方については、現在も浸透しているとは言えず、令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査においても、「知っている」と回答した人は13.1%にとどまりました。リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての啓発を続け、特に若年層がその考え方を理解し、人生に生かしていくことが大切です。

また、今後も長寿化が進むことが見込まれるため、健康の増進支援の重要性は増えています。

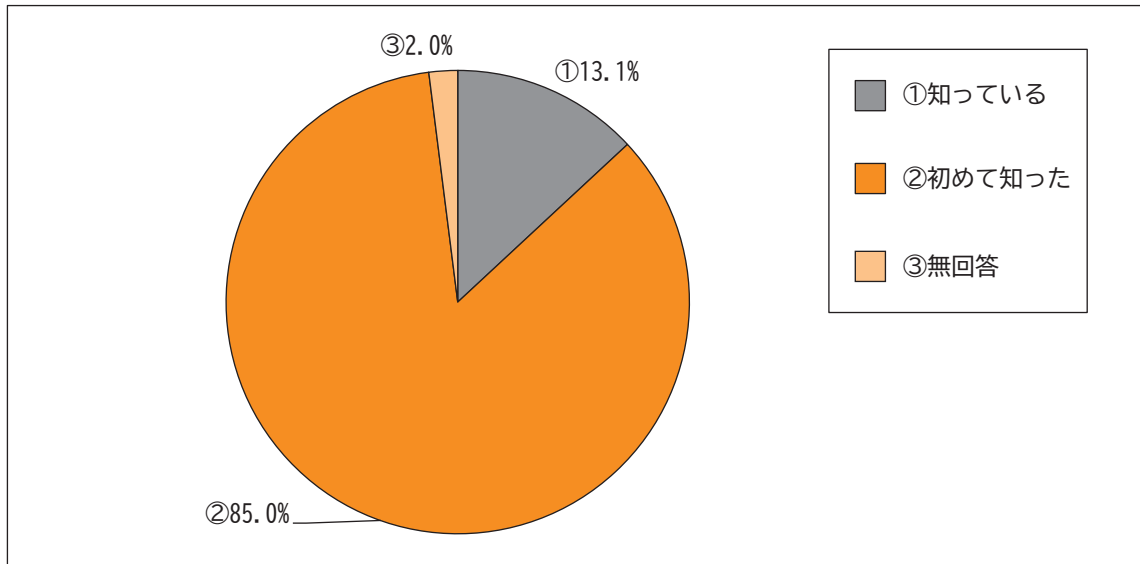
1 女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組。



特に、女性は妊娠や出産を経験する可能性があり、妊娠前から出産後まで幅広い健康支援が必要です。

全ての人ができる限り健康でいられるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及啓発に取り組むとともに、各種相談事業や教育、学習機会の提供、様々な健康支援事業を行うことで、生涯を通じた包括的な健康支援を推進していきます。

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツを知っているか】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と思う人の割合	47.7%	70%以上

施策の方向（小項目）①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の理解促進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
86	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方について、各種媒体や講座を通じて普及啓発します。	人権政策課	継続
87	母子保健事業における啓発	母子保健事業において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方を周知します。	保健予防課 碑文谷保健センター	継続
88	相談事業の実施	性や健康に関する相談事業を実施します。	人権政策課 保健予防課 碑文谷保健センター	継続
89	学校における性や健康に関する教育と教員の理解促進	性や健康に関する教育が人間教育の一環として位置付けられ、児童・生徒の発達段階に応じて系統的に指導することができるよう、性教育に関する計画に基づいた教育を行います。	教育指導課	継続



90	性や健康に関する情報や学習機会の提供	性や健康に関する知識を習得する中で、互いを尊重し合える意識づくりを図り、情報と講座等による学習機会の提供を行います。	人権政策課 保健予防課 (感染症対策担当課) 生涯学習課	継続
----	--------------------	--	---------------------------------------	----

施策の方向（小項目）②生涯にわたる健康保持・増進支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
91	各種健康診査の実施	生涯にわたって健康づくりを支援するため、特定健康診査、健康づくり健診等、各種健康診査を実施します。	健康推進課 保健予防課	継続
92	妊娠、出産期の女性に対する健康支援	健やかな妊娠・出産を支援するため、母子健康手帳を交付するとともに、育児教室や健康診査、訪問指導などの事業を実施します。	保健予防課 碑文谷保健センター	継続
93	入院助産費用の援助	経済的理由で入院して出産することが困難な妊産婦に対して、指定助産施設を利用した場合に出産費用の一部を援助します。	子ども家庭支援センター	継続
94	更年期、高齢期の女性に対する健康支援	生活習慣病予防を含めた健康講座を開催し、健康学習を進めるとともに、相談事業を行います。	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター	継続
95	女性のからだに関する相談の実施	女性のからだに関する相談事業を実施します。	人権政策課	継続

課題（中項目）3-5

性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援

民間団体が近年実施した調査では、概ね8～10%程度が自身をLGBTに該当すると回答しています。男女分けを前提とした社会の仕組みや人々の言動は、その前提に当てはまらない人が生きていく上で多くの困難や不安等を生み出しています。

平成30（2018）年に本区が実施した目黒区人権に関する意識調査では、LGBTに関する差別について「多く存在する」「ある程度存在する」と考える区民の割合は83.5%に上り、問題に対する意識は区民の間でも一定程度浸透していると考えられます。同調査で必要な取組について尋ねたところ、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を進める」との回答が最も多く、56.4%でした。

LGBTであることのカミングアウト¹には、大きな決断とリスクを伴うため、カミングアウトをしていない人も多くいると考えられます。さらに、性的指向や性自認に関することは、外見か

1 自身の性について、他人に開示すること。

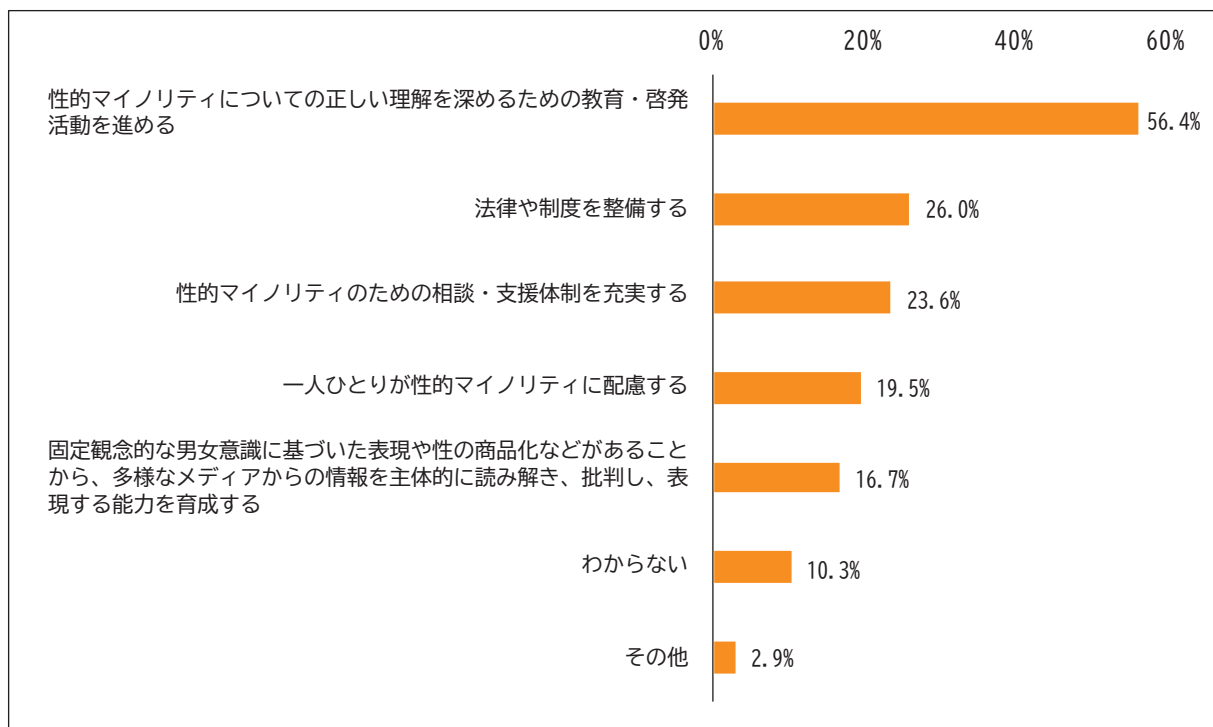


らは分からないことも多いことから、それらに起因する問題は顕在化しにくく、身近であることを意識しにくい点が問題を複雑にしています。

性の多様性を尊重するためには、正しい知識と相手を尊重する意識、求められる配慮を心掛ける必要があります。また、見えにくい問題であるため、問題を可視化することも重要であり、メディア・リテラシーの向上も欠かせません。誰もがありのままの自分で生きていくことができるよう、本計画では、性の多様性についての理解促進と具体的な困難等の解消を施策の方向とし、取組を推進します。困難等の解消に向けては、いわゆる同性パートナーシップ制度や同性カップル等の区営住宅等への入居、災害時に必要な配慮など、具体的な支援の在り方を検討していきます。

性的指向や性自認に起因する困難等を解消することは、性の多様性を尊重する社会の実現に不可欠であると同時に、全ての人が性差等による制約を受けることなく共同参画できる社会にもつながります。そして、その実現には、区民一人一人や事業者の更なる理解が求められています。

【LGBTの人権を守るためにどのようなことを行えばよいか】



人権に関する意識調査報告書〔平成30（2018）年度〕（目黒区）

課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合	—	50%以上



施策の方向（小項目）①性の多様性の理解促進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
96	性の多様性の理解促進に向けた啓発	性の多様性についての区民や事業者の理解を促進するため、講座の開催等の各種啓発事業を行います。	人権政策課 生涯学習課	継続
97	性の多様性の理解促進に向けた教育の実施	性の多様性について理解を深めるための教育を行います。	教育指導課	新規
98	区職員の理解促進	区職員に対し、性の多様性についての理解を促進するための研修を実施します。	人権政策課	新規

施策の方向（小項目）②性的指向及び性自認に基づく困難等の解消

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
99	多様な性の在り方についての相談・支援の実施	性的指向及び性自認に基づく困難等を解消するため、相談・支援に取り組みます。	人権政策課 関係各課	新規
100	区営住宅等の入居要件拡充の取組	区営住宅等について、同性カップル等が入居できるようにするため、入居要件の拡充に取り組みます。	住宅課	新規
101	多様な性の在り方に配慮した人事・労務管理・福利厚生等の取組	区職員の人事、労務管理、福利厚生等において、多様な性の在り方に配慮した取組を行います。	人事課	新規
102	学校や園における幼児・児童・生徒への支援の実施	教育の場において、多様な性の在り方に配慮した環境づくりに取り組みます。	教育指導課	新規